

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（防衛省）

制 度 名	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	<p>航空機騒音障害区域（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号。以下「環境整備法」という。）第5条第1項に規定する第二種区域（注）をいう。以下同じ。）内に所在する個人又は法人の事業用資産を、国等に譲渡し同区域以外の地域に買い換える場合、同区域以外の地域にある資産と交換する場合に適用される譲渡所得の課税の特例の措置を延長。</p> <p>（注）航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しい区域</p> <p>（関係条文） 租税特別措置法第37条、第37条の2、第37条の3、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
新設・ 拡充又は 延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>自衛隊等が使用する飛行場等周辺の航空機騒音障害区域から騒音のない地域への移転を希望する住民に対して、建物等の移転補償や土地の買入れ（以下「移転の補償等」という。）を行うことにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>防衛省が基地周辺において実施する環境整備法に基づく各種の施策は、防衛という国民全体の利益のために特定の地域の住民が受けている不利益を公平の観点からは是正する措置であり、中でも移転の補償等は、騒音被害の抜本的な解決策として関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与している。</p> <p>また、航空機騒音障害区域内の対象建物約 19,100 戸に対して平成 21 年度までに約 5,600 戸が移転しており、これまで着実に移転の進捗が図られてきているものの、現時点において未だ約 13,500 戸の対象建物が騒音区域内に所在している状況にあるため、引き続き、本特例措置を適用して移転に伴う建物等の所有者の経済的負担を軽減することにより、移転の促進を図る必要がある。</p>		
今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 の 位 置 付 け	<p>移転の補償等は環境整備法第5条に基づく措置であり、防衛省における政策評価に関する基本計画（防官政第 3219 号。18.3.30）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>政 策 目 標： 防衛施設と周辺地域との調和を図り、防衛施設の安定的な運用の確保を図るために施策を推進する。</p> <p>施策（広義）： 防衛施設の安定的運用の確保</p> <p>施策（狭義）： 基地周辺対策</p>
		政 策 の 達 成 目 標	航空機騒音障害区域内の対象建物約 19,100 戸について移転の促進を図る
	租税特別措置の適用又は延長期間	3 年間延長	

		<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>航空機騒音障害区域に所在する建物等の所有者からの要望が見込まれる約540戸の移転</p>
		<p>政策目標の達成状況</p> <p>対象建物約 19,100 戸に対し、平成21年度までに約 5,600 戸の移転を実施</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用事業者数(見込み件数) 平成23年度 107件(個人: 92件、法人: 15件) 平成24年度 87件(個人: 77件、法人: 10件) 平成25年度 87件(個人: 77件、法人: 10件) ・適用事業者の範囲 航空機騒音障害区域内に事業用資産を有する個人及び法人
	<p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p>	<p>本特例措置は、移転に伴う経済的負担を軽減するために活用されており、事業開始(昭 49')から平成21年度までに約5,600戸が移転するなど、その促進に大きな効果をもたらしている。</p> <p>平成19年度から平成21年度までの移転戸数806戸の所有者のうち約400人から意見を聴取したところ、その75%が「本特例措置は航空機騒音障害区域内からの移転を決める要因の一つになった」と回答し、そのうち3人に1人は「本特例措置が無ければ移転が困難であった」と回答していることから、本特例措置が延長されなかった場合、航空機騒音障害区域内からの移転の促進が図られず、政策目的の実現が困難となるおそれがある。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	<p>なし</p>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>(予算上の措置等の要求内容) 建物等の移転補償及び土地の買入れ等に要する経費</p> <p>(平成22年度予算額) 一般会計 102億円</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>航空機騒音障害区域内に所在する個人又は法人の事業用資産を国等に譲渡し同区域以外の地域に買い換える際、資産の譲渡による収入金額(上記予算をもって行う移転補償等の金額)の全額に課税された場合、補償金による移転促進効果が減殺されることから、買換資産の取得を容易にするために本特例措置により譲渡所得に係る所得税又は法人税の一時的な負担を軽減するもの。</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置は、移転に伴う建物所有者等の経済的負担を軽減するものであり、航空機騒音障害区域内からの移転の促進を図るといふ政策目標を達成する手段としての的確であり、他の補助金等による支援措置や義務付け等で、騒音区域からの移転の促進を図るための有効な手段はなく、一方、建物等の所有者においては航空機の著しい騒音のために移転を余儀なくされるものであって、課税の公平原則に違背するものではない。</p> <p>したがって、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが、その適用実態等からみても妥当である。</p> <p>また、自衛隊や米軍が使用する飛行場は、航空機の配備機種の更新や新規又は追加配備などの態様変更に伴い騒音状況が大幅に変化(注)するという性質を有しており、防衛施設の安定的な運用の確保を図る観点からも、騒音が継続する限り、周辺住民からの移転要望に依っていく必要がある。</p> <p>以上のことから、本制度を存置することは、政策目的を実現する上で、極めて重要である。</p> <p>(注)移転対象戸数は、昭.53年の初回指定以降、態様変更に伴う騒音区域の追加指定により約7,700戸が増加。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・過去3か年の適用実績 (平成19年度) 適用事業者 43件(うち法人 8件)、減収額164百万円、損金算入額828百万円 (平成20年度) 適用事業者 97件(うち法人 5件)、減収額281百万円、損金算入額1,586百万円 (平成21年度) 適用事業者145件(うち法人13件)、減収額841百万円、損金算入額3,509百万円 ・適用事業者は、航空機騒音障害区域内に事業用の資産を有する個人及び法人であり、特定の事業者に偏ってはいない。
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>前述したとおり、平成19年度から平成21年度までの移転戸数806戸の所有者のうち約400人から意見を聴取したところ、その75%が「本特例措置は航空機騒音障害区域内からの移転を決める要因の一つになった」と回答し、そのうち3人に1人は「本特例措置が無ければ移転が困難であった」と回答している。</p> <p>このように、建物等の所有者は、移転に伴い生じる経済的な負担を軽減するために本特例措置を活用しており、建物等の移転の促進に有効性があることを確認している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>航空機騒音障害区域内に所在する建物等の移転の促進</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>対象建物約19,100戸に対し、平成17年度までに約4,600戸の移転を実施しており、前回要望時の平成18年度から平成21年度までの間に約960戸の移転を実施した。</p>

これまでの 要望経緯	昭和49年度 創設 昭和50年度 適用期限について改正(5年延長) 昭和55年度 適用期限について改正(5年延長) 昭和60年度 適用期限について改正(5年延長) 平成 2年度 適用期限について改正(1年延長) 平成 3年度 適用期限について改正(5年延長) 平成 8年度 適用期限について改正(5年延長) 平成13年度 適用期限について改正(5年延長) 平成18年度 適用期限について改正(5年延長)
---------------	---